

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県補助金等交付規則の一部を改正する規則
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
（以上県例規集登載）

【告示】

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の廃止
（県例規集登載）
- 令和元年度自衛官第八次募集（自衛官候補生）
簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報指定の一部改正
- 指定居宅サービスの事業の廃止
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
- 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退
- 保安林の指定予定
- 保安林の指定実施要件の変更予定

財政課

健康推進課

財政課

危機管理課

総務学事課

指導監査室

健康推進課

障害福祉課

治山課

〃

目次

担当課（室）

【公告】

- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
- 県営土地改良事業計画の縦覧
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

【選挙管理委員会】

- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 政治団体の代表者等の異動の訂正
- 政治団体の解散の訂正

【海区漁業調整委員会】

- 広島・岡山連合海区漁業調整委員会の開催

水産課

道路整備課

〃

県民生活交通課

〃

耕地課

建築指導課

選挙管理委員会

〃

〃

〃

〃

海区漁業調整委員会

◎岡山県規則第四号

岡山県補助金等交付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年一月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県補助金等交付規則の一部を改正する規則

岡山県補助金等交付規則（昭和四十一年岡山県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「定めて告示する」を「定める」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和五十九年岡山県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

様式第三十号中「」第38条の4」を「。以下「法」という。）第38条の4」及び「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により法第33条第1項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たつて必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第四十二号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）は、廃止する。

令和二年一月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

令和2年1月31日 岡山県公報 第12164号

◎岡山県告示第四十三号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和元年度募集の要領は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（三十二歳の者にあつては、同日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

令和二年一月三十一日から同年二月二十日まで

四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

令和二年三月一日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

八 採用予定時期

令和二年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pc0/okayama/>

令和2年1月31日 岡山県公報 第12164号

◎岡山県告示第四十四号

平成十八年岡山県告示第二百二十二号（簡易な方法による開示請求をすることができ
る個人情報の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表中

岡山県臨時的任用職員 採用試験	総合得点及び順位	合格発表の日 から一月間	総務部人事 課、各県民局 総務課及び地 域総務課（東 備地域総務 課、井笠地域 総務課、高梁 地域総務課、 新見地域総務 課、真庭地域 総務課及び勝 英地域総務課 をいう。）

を

岡山県臨時的任用職員 採用試験	会計年度任用職員採用 試験	総合得点及び順位	合格発表の日 から一月間	総務部人事 課、各県民局 総務課及び地 域総務課（東
				本庁各課室及 び出先機関

令和2年1月31日 岡山県公報 第12164号

	岡山県任期付職員選考 採用試験
	第一次試験の総合得点、 順位及び種目別の得点 (当該試験の不合格者及 び第二次試験の受験者に 係るものに限る。)並び に第二次試験の得点及び 順位
	合格発表の日 から一月間
備地域総務 課、井笠地域 総務課、高梁 地域総務課、 新見地域総務 課、真庭地域 総務課及び勝 英地域総務課 をいう。)	総務部人事課

に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和2年1月31日 岡山県公報 第12164号

◎岡山県告示第四十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年一月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

玉野市社会福祉協議会 玉野デイサービスセンター

2 所在地

岡山県玉野市田井五丁目二二番一号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人玉野市社会福祉協議会

2 所在地

岡山県玉野市田井五丁目二二番一号

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年一月二十二日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇〇三一三

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和二年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

有限会社マビ薬局

倉敷市真備町川辺一九二〇一

令和二年一月二十一日

勝央薬局

勝田郡勝央町岡四〇一八

令和二年一月三十一日

◎岡山県告示第四十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和二年一月二十一日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和二年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

望月雄介 肢体不自由

社会医療法人緑社会金田病院

真庭市西原六三

溝渕雅之 肢体不自由

社会医療法人緑社会金田病院

真庭市西原六三

澤田隆 ぼうこう・直腸、小腸

医療法人平野同仁会津山第一病院

津山市中島四三八

上田毅 ぼうこう・直腸、小腸

医療法人平野同仁会津山第一病院

津山市中島四三八

二 指定を辞退した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

柏哲士 肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう・直腸、小腸

国立療養所長島愛生園

瀬戸内市邑久町虫明六五三九

令和2年1月31日 岡山県公報 第12164号

◎岡山県告示第四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和二年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町富東谷字大原一八〇の一、二一一、二一六、二一九、二六〇の一、二六〇の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大原二六〇の一・二六〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一八〇の一、二一一、二一六、二一九

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和2年1月31日 岡山県公報 第12164号

◎岡山県告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和二年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

苫田郡鏡野町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和2年1月31日 岡山県公報 第12164号

◎岡山県告示第五十号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があつたので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

倉敷市下津井田之浦一―四―五 中村 新治

倉敷市下津井田之浦二―五―七 金本 住夫

二 加入区

下津井

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

第一田之浦吹上漁業協同組合

四 縦覧期間

令和二年一月三十一日から同年二月十四日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

一 発起人の住所及び氏名

倉敷市下津井吹上二―一―三 尾崎 末明

倉敷市下津井吹上二―三―二 山本 明

二 加入区

下津井

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

本田之浦吹上漁業協同組合

四 縦覧期間

令和二年一月三十一日から同年二月十四日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

令和2年1月31日 岡山県公報 第12164号

一 発起人の住所及び氏名

倉敷市下津井二一八―二〇

山崎 裕貴

倉敷市下津井五一五―三〇

大星 数馬

二 加入区

下津井

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

第一下津井漁業協同組合

四 縦覧期間

令和二年一月三十一日から同年二月十四日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

一 発起人の住所及び氏名

倉敷市下津井二六一―四―三〇

山本 博文

倉敷市下津井三一―一八

西田 晃夫

二 加入区

下津井

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

下津井漁業協同組合

四 縦覧期間

令和二年一月三十一日から同年二月十四日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

一 発起人の住所及び氏名

倉敷市下津井三一―二一八

松本 猛

倉敷市下津井三一―二五

竹内 良明

二 加入区

下津井

令和2年1月31日 岡山県公報 第12164号

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

下西漁業協同組合

四 縦覧期間

令和2年1月31日から同年2月14日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

令和2年1月31日 岡山県公報 第12164号

◎岡山県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 宇治鉄砲町線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市松原町松岡字梨迫七八九番一地从先から 高梁市松原町松岡字新屋平七九〇番一地从先を経て 高梁市松原町松岡字新屋平六一〇番一地从先まで	新	二二・五〇 三六・〇	五六・〇
高梁市松原町松岡字梨迫七八九番一地从先から 高梁市松原町松岡字新屋平六一〇番一地从先まで	旧	五・〇〇 一〇・〇	六六・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 宇治鉄砲町線
- 三 道路の区域

令和2年1月31日 岡山県公報 第12164号

◎岡山県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	宇治鉄砲町線	<p>高梁市松原町松岡字梨迫七八九番一地先から 高梁市松原町松岡字新屋平七九〇番一地先を 経て 高梁市松原町松岡字新屋平六一〇番一地先ま で</p> <p>高梁市松原町松岡字新屋平六一六番三地先か ら 高梁市松原町松岡字新屋平五九三番一地先を 経て 高梁市松原町松岡字仁井屋平五九二番一地先 まで</p>	令和二年一月三十一日

令和2年1月31日 岡山県公報 第12164号

〔三四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

令和二年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和二年一月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

平成牛麓舎

三 代表者の氏名

福本 洋之

四 主たる事務所の所在地

高梁市川面町一八一二番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高梁地域等に対して、夢と希望を持てる社会「治国平天下」と物事をうまく運ぶための真心「至誠惻怛」という山田方谷の思いを通して、社会教育の推進並びに街づくりの推進に関する事業を行い、地域繁栄に寄与することを目的とする。

令和2年1月31日 岡山県公報 第12164号

(三五)特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

令和二年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和二年一月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マルイ・エンゲージメントキャピタル

三 代表者の氏名

松田 欣也

四 主たる事務所の所在地

津山市二宮七一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、岡山および鳥取両県の地域住民に対し、持続可能な社会の実現に向けて、生活・文化環境の向上に関する事業を行うとともに、地域活動に取組む団体への運営支援を通じて、魅力ある地域社会の創出に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

目的

令和2年1月31日 岡山県公報 第12164号

〔三六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和二年一月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（ため池整備（地震対策） 追分池地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池整備（地震対策） 追分池地区）計画書

三 縦覧の期間

令和二年一月三十一日から同年二月二十一日まで

四 縦覧の場所

津山市役所

真庭市役所

令和2年1月31日 岡山県公報 第12164号

〔三七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字中所一七八一、一一八〇―九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一二二五―一ライツェントシツクⅡ二〇―

和泉 直弥

三 許可番号

岡山県指令建指第二三二二号

令和2年1月31日 岡山県公報 第12164号

◎岡山県選管告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和二年一月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

自由民主党岡山県岡山市東区第二支部	乙倉賢一	難波悦子	岡山市東区邑久郷四一八	○	令和元・一二・六
自由民主党岡山県高梁市第一支部	大森一生	川上龍太郎	高梁市旭町一三四四一三	○	〃
自由民主党岡山県津山市・苫田郡・勝田郡 第四支部	田野孝明	芦田昭雄	勝田郡勝央町岡二七七一三一・二〇二	○	〃

令和2年1月31日 岡山県公報 第12164号

◎岡山県選管告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

令和二年一月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

一 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

立憲民主党岡山県連合 高井崇志 会計責任者の氏名

森山幸治

羽場頼三郎

令和元 一・一・一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

たけのり史園後援会 内田二三夫 代表者の氏名

内田二三夫

藤原忠文

令和元 一・九・一

水嶋じゅんじ後援会 石原敬一 主たる事務所の所在地

勝田郡勝央町上香山六九三

勝田郡勝央町黒土三七二一

令和元 一・一・三〇

山崎まことと町政に参加する会 吉井清 代表者の氏名

吉井清

山下博幸

令和元 一・二・八

山本もりお後援会

山本盛雄 会計責任者の氏名

山本盛雄

寺坂卓二

令和元 一・一・一

◎岡山県選挙管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和二年一月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

国民民主党岡山県第4総支部

津村啓介

令和元・一二・二

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

内田大治後援会

江草正登

令和元・一二・八

渡辺吉幸後援会

山田克惟

〃 一二・二

◎岡山県選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、幸福実現党岡山県本部から訂正の申出があったので、同法第七条の二第一項の規定により公表した政治団体の代表者等の異動（平成三十年岡山県選管告示第二十四号）の一部を次のとおり訂正する。

令和二年一月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）中幸福実現党岡山県本部のうち「平成三〇・四・二」を「平成二九・一二・三一」に改め、玉野をマグロ、ウナギでよくする会のうち「四・六」を「平成三〇・四・六」に改める。

◎岡山県選管告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出について、国民民主党岡山県第4総支部から取下げの届出があったので、同条第三項の規定により公表した政治団体の解散（令和元年岡山県選管告示第九十七号）の一部を次のとおり訂正する。

令和二年一月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

政党の支部中「国民民主党岡山県第4総支部

津村啓介

平成三〇・一一・三一」を削る。

◎ 広島・岡山連合海区漁業調整委員会公示第一号

広島・岡山連合海区漁業調整委員会事務規程第六条第一項の規定により、第六十五回
広島・岡山連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和二年一月三十一日

広島・岡山連合海区漁業調整委員会

会 長 北 田 國 一

一 日時

令和二年二月三日（月）

午後二時から

二 場所

広島県広島市基町一〇番五二号

広島県庁本館四階 広島海区漁業調整委員会室

TEL（〇八二）五一三一五一七二

三 議題

第一号議案 令和二年度における各種漁業の入会調整について